

令和2年4月13日

保護者の皆様

半田市健康子ども部

幼児保育課長 竹内 健

「新型コロナウイルス感染症対策愛知県緊急事態宣言」に基づく
保育施設の対応について

日頃は、本市の教育・保育にご理解とご支援を賜り感謝申し上げます。

4月10日（金）に「新型コロナウイルス感染症対策愛知県緊急事態宣言」が発出されたことに伴い、本市においては以下のとおり対応することとしましたのでお知らせします。

記

1 基本的な考え

保育園については、これまでどおり感染の予防に留意した上で、原則として開園しますが、このたび愛知県から「緊急事態宣言」が出されたことに伴い、感染症の拡大防止をより一層徹底し、子どもの命を守るため、保護者が在宅で、かつ、ご自宅にて保育が可能な場合及び親族等による家庭保育が可能な方につきましては、お子様の登園を控え、ご自宅でお過ごしいただきますようお願いいたします。

また、仕事等の調整が可能な方は、遅めの登園や早めのお迎えなど、預かり時間を短縮していただきますようお願いいたします。

注) ご家庭で保育が可能な方の例

- ・産前産後休暇、育児休業を取得されている方
- ・仕事をお休みできる方
- ・自宅等でお子様を見ながら仕事ができる方（テレワーク等）
- ・職場の協力が得られる方 等

2 要請期間

令和2年4月10日（金）から緊急事態宣言終了（当面は令和2年5月6日（水））までの間

3 対象施設

保育園、認定こども園、小規模保育事業所

4 保育料、主食費・副食費

この間の保育料、主食費・副食費は欠席日数に応じて減額します。詳細は、後日お知らせします。

5 育児休業からの復職期限の延長について

令和2年4月及び5月から育児休業復職を条件に保育園等に入園される方が、事業所の都合や新型コロナウイルス感染症の感染防止のために登園を控えたいとの場合において、原則として当月15日までの職場復帰としているところを、5月末までに復帰の期限を延長可能とします。手続き方法については、後日お知らせします。

担 当 幼児保育課保育担当

電 話 0569-84-0660（直通）

ファックス 0569-23-4162

電子メール yojihoiku@city.handa.lg.jp